

相続登記はお済みですか？

期限は最短で令和9年3月31日まで！

令和6年4月から、相続登記の申請が義務化されています。

相続登記には期限がありますので、不動産を相続した方は、お早めに手続きをお願いします。

●相続登記の期限

① 令和6年4月1日より前に相続した場合

令和9年3月31日まで

② 令和6年4月1日以降に相続した場合

3年以内

※期限までに手続きをしないと、過料の対象となります。

登記手続きは、遺言書の有無や遺産分割協議の状況によって異なります。詳しくは、法務省ホームページか、司法書士などの専門家へご相談ください。



▲法務省HP特設ページ



▲登記手続きハンドブック

◆問い合わせ先

秋田地方法務局 能代支局
54-4111

税務課 賦課係
851-4828

不動産を相続した方へ

相続登記には期限があります
最短で令和9年3月31日！

知らなかった！

POINT ① 相続したことを知った日から **3年以内** に登記！
※正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります

POINT ② 令和6年4月1日より前に相続したことを知った不動産は、**令和9年3月31日** までに相続登記をする必要があります

さらに！
住所等変更登記義務化も令和8年4月1日から始まりまし！

今なら！**相続登記の免税措置があります！**
令和9年3月31日まで！
※100万円以下の土地相続など

詳しくは、法務省ホームページへ
法務省 相続登記の義務化 検索

法務省民事局

出典：法務省ウェブサイト
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00600.html)

気になる言葉

「相続登記」

●「相続登記」とは？

土地や建物の所有者を記録する「登記」において、名義を亡くなった方から遺族へ書き換える手続きを「相続登記」といいます。

●相続登記はなぜ必要？

登記簿上の所有者が亡くなり、所有者不明のまま放置された期間が長引くほど、権利関係が複雑化し、不動産の売買や公共事業の足かせとなります。

東日本大震災の復興事業においては、高台移転等の事業が遅延するなど、所有者不明土地問題が顕在化しました。これを機に法整備が進められ、令和6年度から相続登記が義務化されました。

●登記手続きの概要

・相続登記

法定相続分や遺産分割協議により、相続人へ名義変更します。

・遺贈

遺言により、財産を譲り受けた相続人や第三者へ名義変更します。

●「遺言書」を残すには？

遺言書を法務局に保管する「自筆証書遺言書保管制度」を利用することで、ご自身の財産を確実にご家族へ託すことができます。

ご利用には事前予約が必要です。詳しくは、法務局へお問い合わせください。



事前相談
承ります(無料)

後悔しないために
見て、聞いて、確かめること
それが事前相談です。

あなたの大切な方は
どのようなお見送りを
望んでいますか？

JA葬祭「みどりの会」 入会金10,000円(税込)のみ

虹のホール クオーレみたね

人形供養祭 11月3日(火) 祝日文化の日
10:00~14:00 会員様無料 会員以外500円

皆さまが大切にされてきた人形やぬいぐるみのご供養をいたします

会場：虹のホール「クオーレみたね」三種町鶴川字北本田178
詳細は当社ホームページをご覧ください。
みどりの会会員様には10月にご案内を郵送いたします。